

令和2年2月20日

令和2年度 恵庭市の事業系廃棄物の 処理について

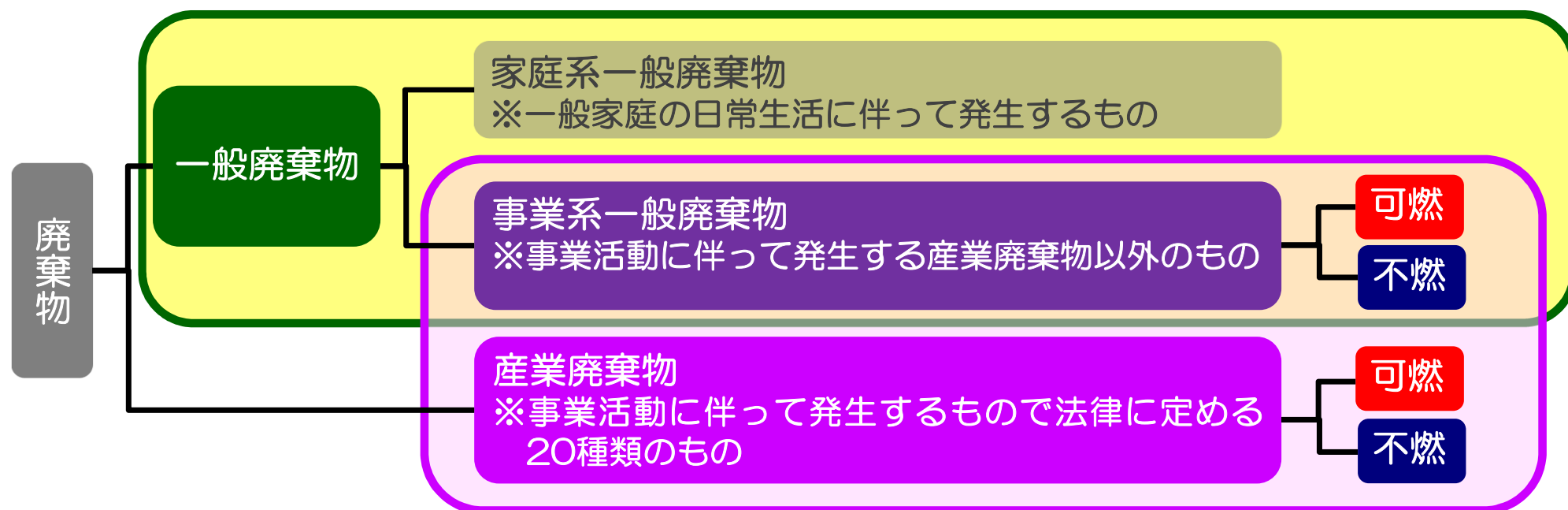
生活環境部環境政策室廃棄物管理課



1. 分別及び処理方法の変更について

事業系一般廃棄物・産業廃棄物の分別

業種に応じた事業系一般廃棄物・産業廃棄物の分別が必要です。
その後、それぞれにおいて可燃・不燃の分別が必要です。



※2020年度以降は「事業系一廃可燃」「事業系一廃不燃」「産廃可燃」「産廃不燃」それぞれでごみ処分手数料が異なる点からも分別が必要です。

事業系廃棄物の基本的な可燃・不燃区分

可燃物

- 廃プラスチック類
- 紙くず類
- 木くず類
- 繊維くず類



※これらの素材で100%構成され、かつ市が指定する受入可能な大きさ（詳細は後述）のものに限る。

→ 焼却施設で受入

不燃物

- 金属くず
- ガラスくず
- 陶磁器くず
- コンクリートくず
- がれき類
- その他これらが含まれる混合廃棄物



※再生利用できないものに限る

→ ごみ処理場で受入

可燃物の処理方法（焼却施設）

①ごみピットへ直接投入

ピットで攪拌した後、そのまま燃焼室へ投入するため、不燃物の混入がなく、40cm角未満のサイズである事が必要。

②ダンピングボックスに開けてからごみピットへ投入

中身の見えない袋（フレコン）やコンテナで搬入する場合はダンピングボックスに中身をあける。不燃物の混入がなく、40cm角未満のサイズ。

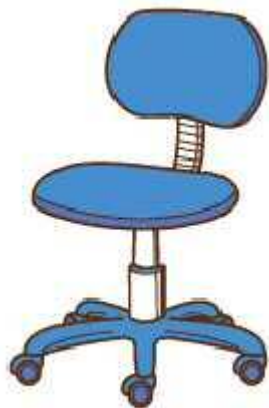
③切断機で前処理

令和2年度は家庭系の粗大ごみと剪定枝類のみを切断予定。

可燃物として受入できない物の例

例1：オフィスチェア

廃プラスチックと**金属の混合物**かつ**40cm超**のため不可。分解し、金属を取り除いたものは可。



例2：木製フレームミラー

木くずと**ガラスくず等の混合物**のため不可。分解し、木製フレームのみとなったものは可。



例3：工具

木くず又は廃プラスチックと**金属の混合物**のため不可。分解し、金属を取り除いたものは可。



※分解や不燃物の除去がされていない物は**可燃物として受入はできません。**

＝**不燃物としてごみ処理場で受入**（**不燃料金になります**）

不燃物の処理方法（ごみ処理場）

①直接埋立

破碎できないごみを**直接埋立**。

- 家庭系収集不燃ごみについても同様に処理。

②破碎してから埋立

破碎機**破碎後に埋立**。

- サイズ超過で焼却施設で受け入れることができない可燃性廃棄物についてはごみ処理場で不燃性廃棄物として受入れます。



2. ごみ処理施設への 搬入形態等について

可燃物の搬入形態（焼却施設）

- ①「廃プラスチック類（合成ゴム、化学繊維含む）」「紙くず類」「木くず類」「繊維くず類（天然皮革含む）」の素材で100%構成されるもの。

※ 混合廃棄物は、金属等の不燃物の除去が必要です。除去できない物は不燃物扱い。

- ②1個あたりの大きさが縦横高さ全てが40cm未満、ロープ・紐・シート状のものまたはそれらが畳まれる前の形状（広げた状態）が長さ2m以内に限る。

※ 上記の形態に前処理できない物は不燃物としてごみ処理場へ搬入する。

可燃物の搬入形態（焼却施設）

③袋のまま処分する場合は、中身の見える袋で中身を60ℓ以内にする。

※ 袋の中身の状態は前述②同様のサイズとする。特にロープ・紐・シート状は注意。

④中身の見えないフレコンやコンテナで搬入する場合は、搬入者が中身をダンピングボックスへ空ける。

⑤剪定枝等は一本の直径を10cm以下とし、直径30cm程度、長さ150cm未満に束ねる。

不燃物の搬入形態（ごみ処理場）

- ①「金属くず」「ガラスくず類」「陶磁器くず類」「コンクリートくず類」「がれき類」「その他これらが含まれる混合廃棄物類」「可燃物であっても焼却施設で受入れ可能な搬入形態に処理ができていない物」で再生利用ができないもの。
- ②最大の辺の長さが2m未満に限る（150cmから緩和）
- ③袋・フレコン・コンテナ等で搬入する場合は、搬入者が中身を空ける。

※ 不適物混入など分別確認のため。→ごみ処理場の安全な運転および延命化。



3. ごみ処分手数料改定について

ごみ処分手数料

種類	ごみ処理手数料（10kgあたり）		
	現在	令和2～3年度 （軽減期間）	令和4～6年度
事業系一般廃棄物（可燃）	112円	128円 ※	217円
事業系一般廃棄物（不燃）	112円	231円 ※	343円
事業系一般廃棄物（生ごみ）	112円	93円	
事業系一般廃棄物（資源）	112円	114円	
産業廃棄物（可燃）※消費税抜き	156円	364円 ※循環税含む	
産業廃棄物（不燃）※消費税抜き	156円	463円 ※循環税別途	

※事業系一般廃棄物（可燃・不燃）については、**2年間の軽減期間**を設定



焼却施設へのごみの搬入

- 1.搬入ルート
 - 1)施設への搬入ルート
 - 2)施設内の搬入ルート
- 2.計量の流れ
- 3.プラットホーム内の流れ



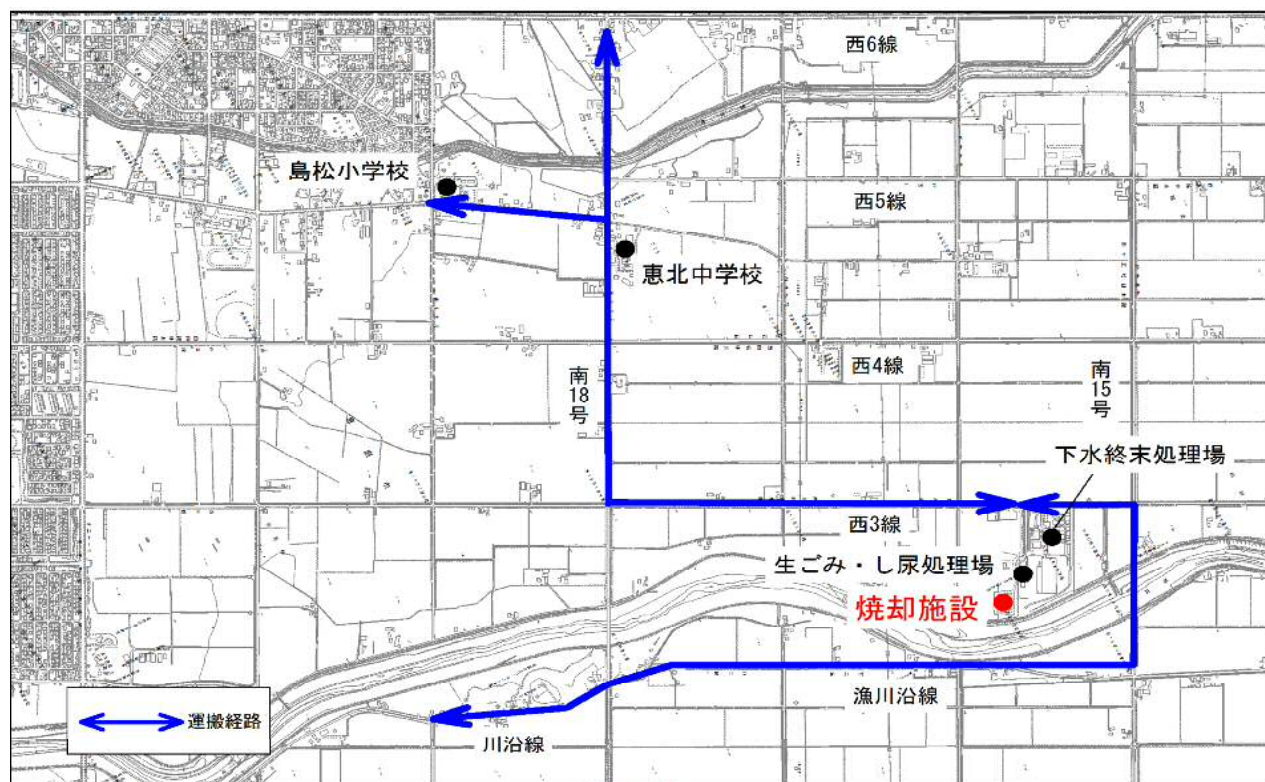
令和2年2月20日（木）

生活環境部 環境政策室 計画調整課

1.搬入ルート

1) 施設への搬入ルート

ごみの搬入は以下のルートを設定しております。 ※搬入時



漁川左岸の経路は西6線南18号又は中5線南19号を接続点とし、南18号を左折して西3線を経由して焼却施設へ進入する。

漁川右岸の経路は漁川沿線を直進し、南15号から西3線を経由して、焼却施設へ進入する。

※退出時

西3線から南18号を右左折または南15号を走行することとする。

※注意

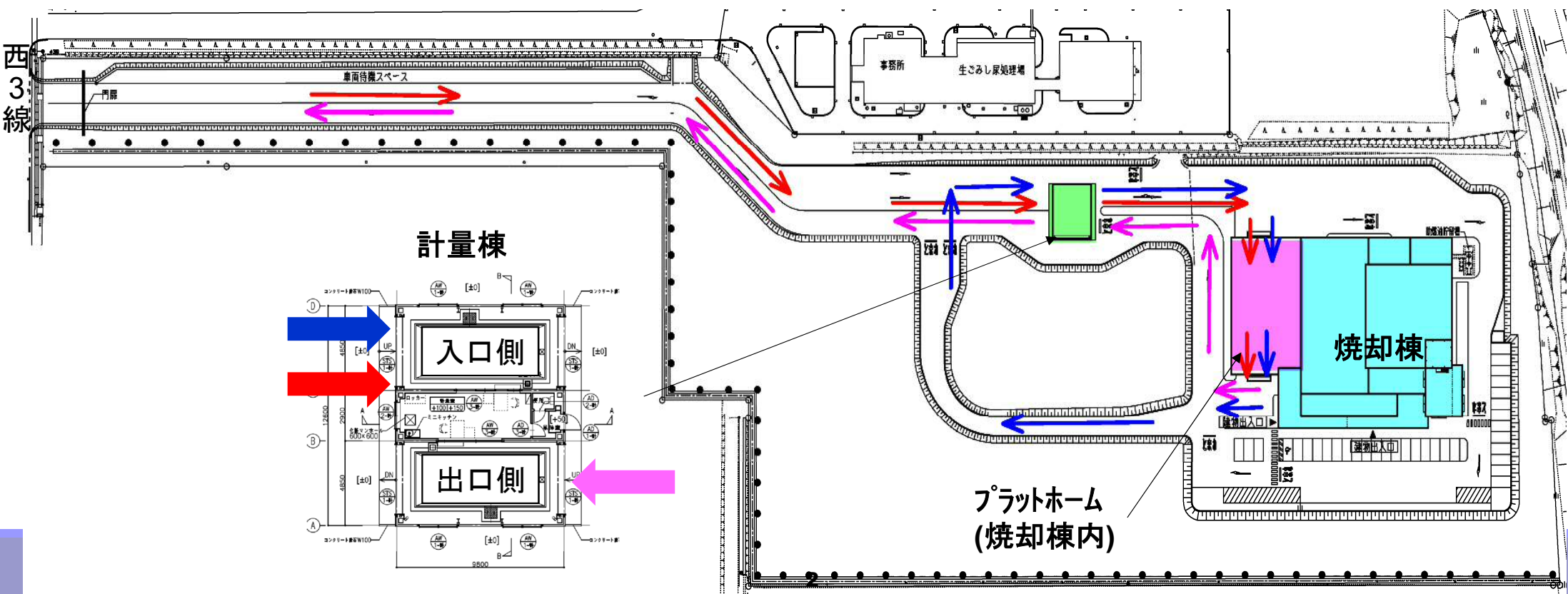
右折車両により交差点での滞留を防止するため、南18号を右折して進入する経路は通らないようご協力をお願いします。

○一般の交通ルールに従い、制限速度遵守の上、安全走行願います。

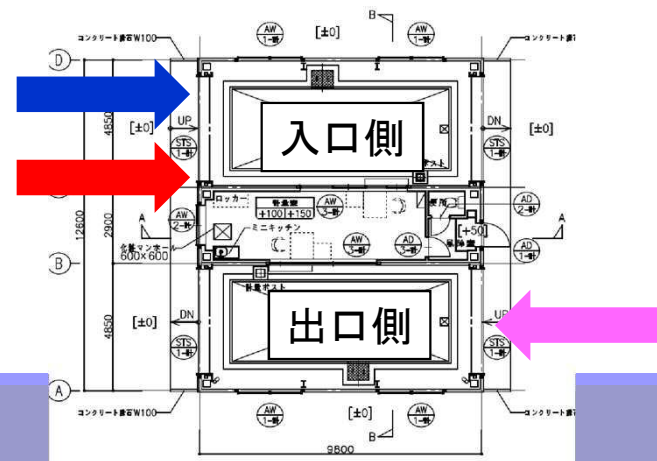
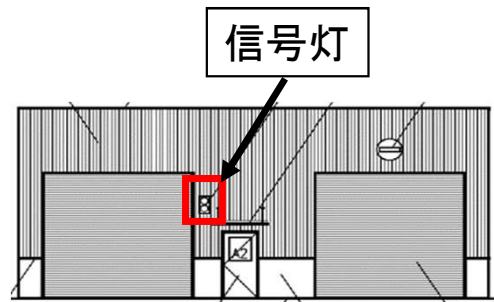
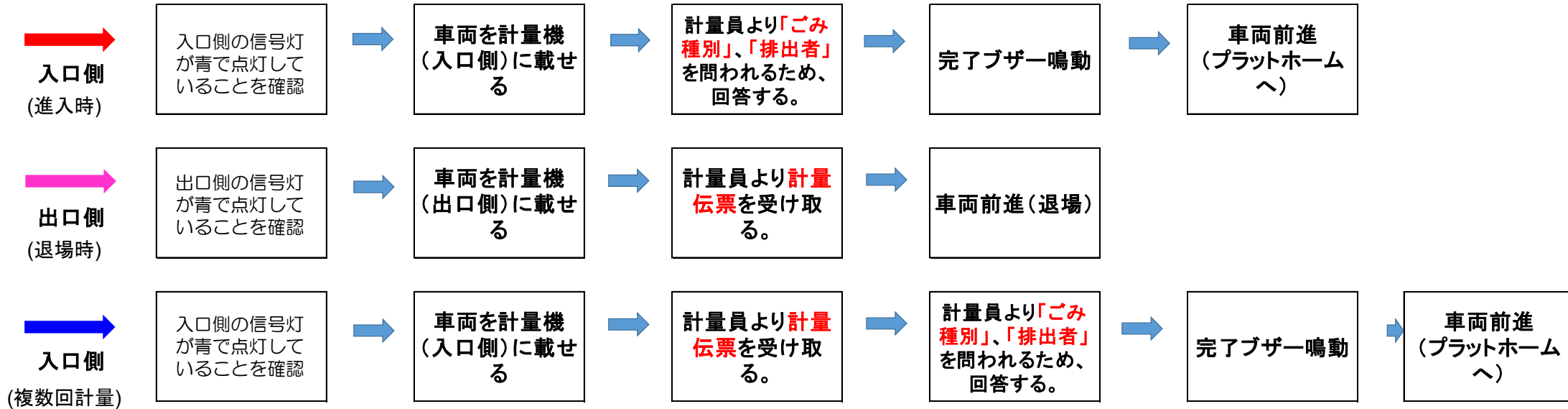
2) 施設内の搬入ルート

○計量回数別ルート

- ・2回計量(混載無) 赤→紫
- ・複数回計量(混載有) 赤→青×ごみ種類→紫



2.計量の流れ



3. プラットホーム内の流れ

- 入場：入口の信号が青になってから入場
- 投入：ごみの大きさ、搬入車両別に3種類

投入扉：

40cm未満のサイズ、ごみピットへ直接投入できる車両
(パッカー車、ダンプ等)

ダンピングボックス：

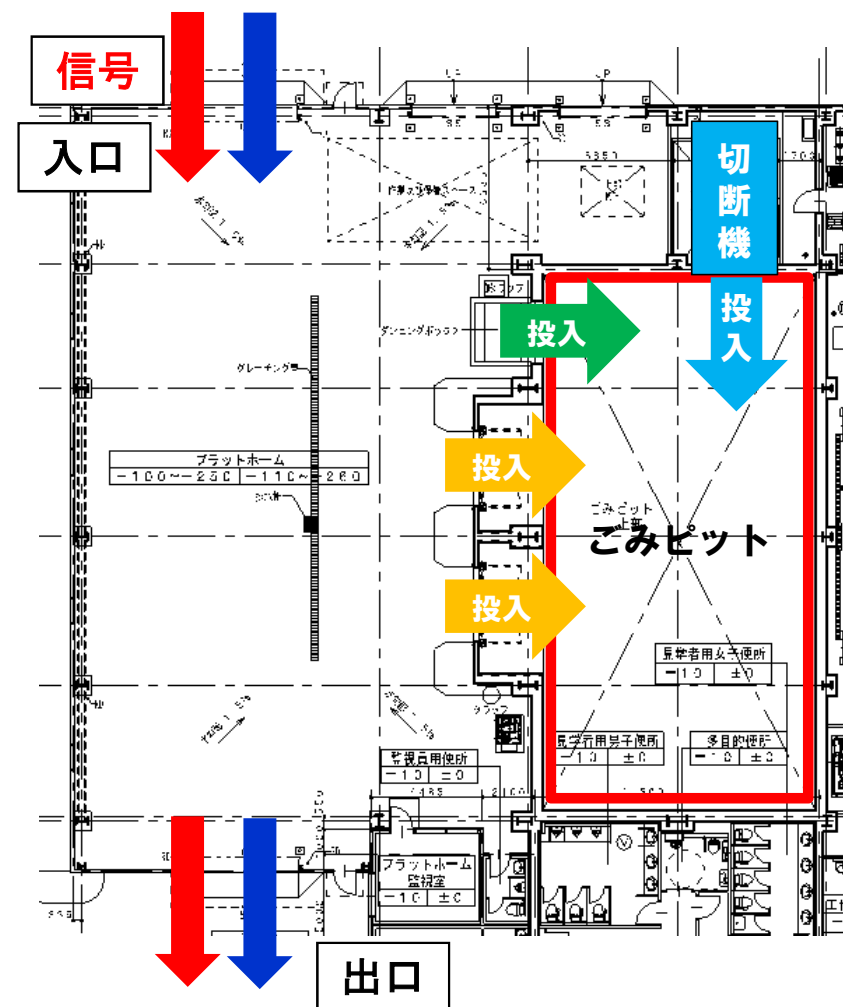
40cm未満のサイズ、人力投入、展開検査時

切断機：

40cm以上のサイズ(事業系剪定枝、家庭系粗大)

※基本的には、計量員から場内誘導員へごみ種別を連絡するため、場内誘導員が投入方法を指示します。

- 退場:オーバースライダー前で一旦停止。





生ごみし尿処理場への搬入について (令和2年3月9日以降)



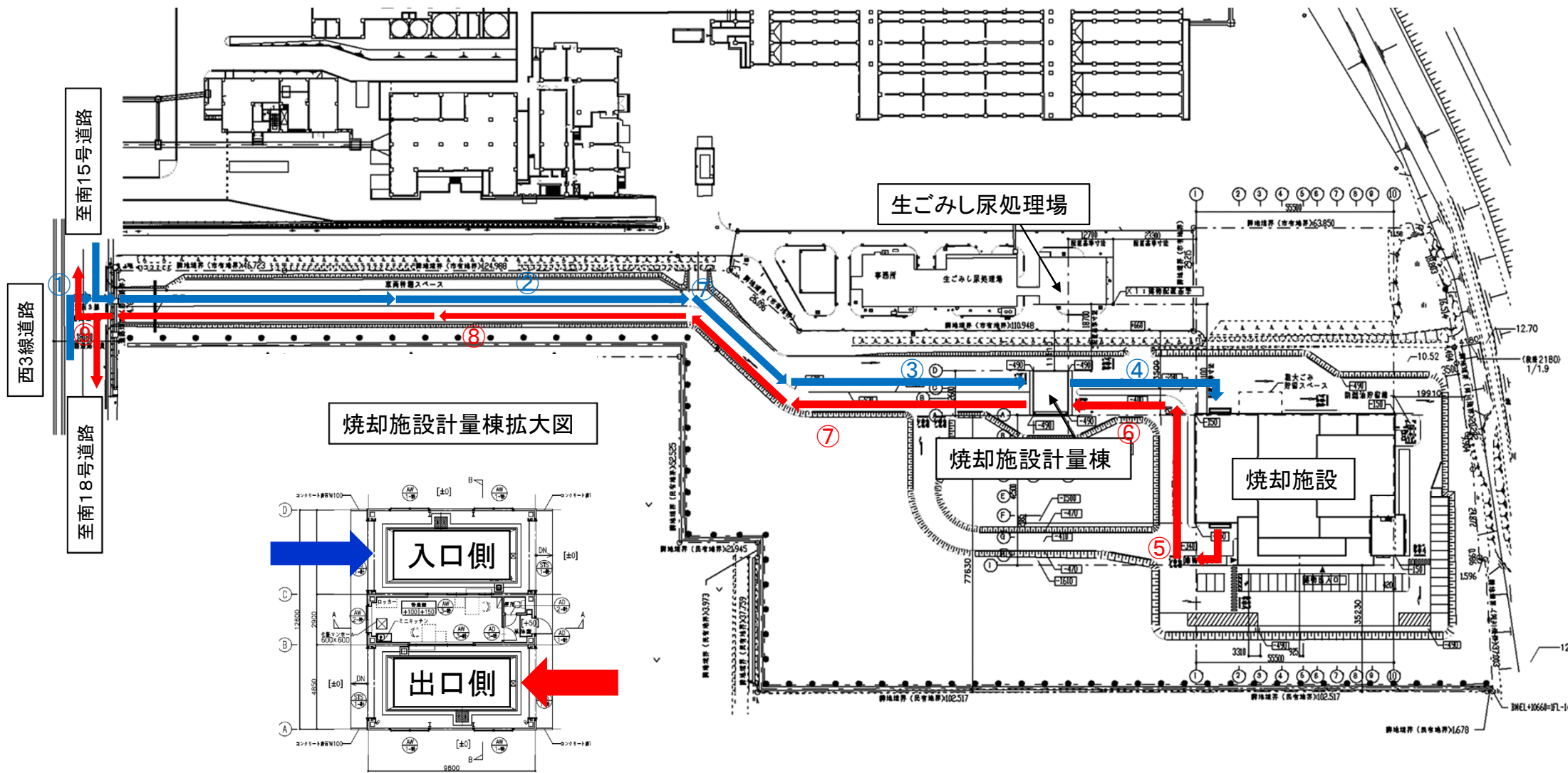
令和2年2月20日（木）

生活環境部 環境政策室 計画調整課

生ごみし尿処理場混合槽補修のため、
3月9日より、焼却施設計量棟を使用

- 3月 9日～3月23日 焼却施設へ搬入
- 3月24日～ 生ごみし尿処理場へ搬入

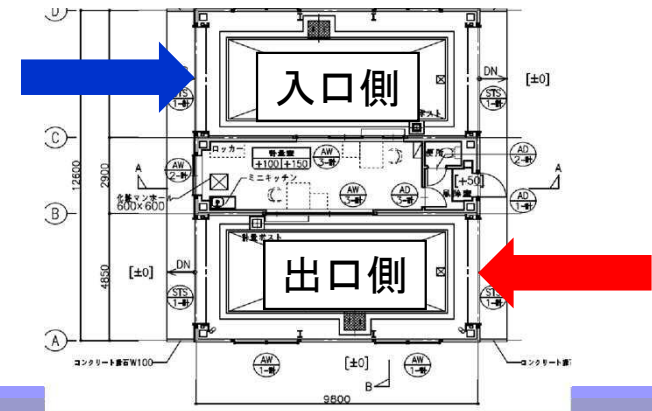
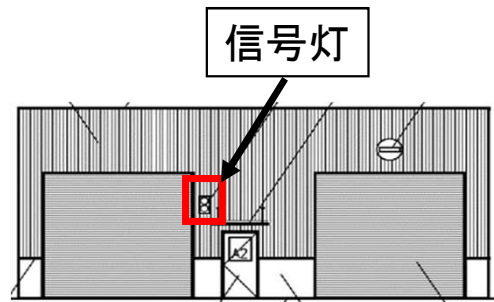
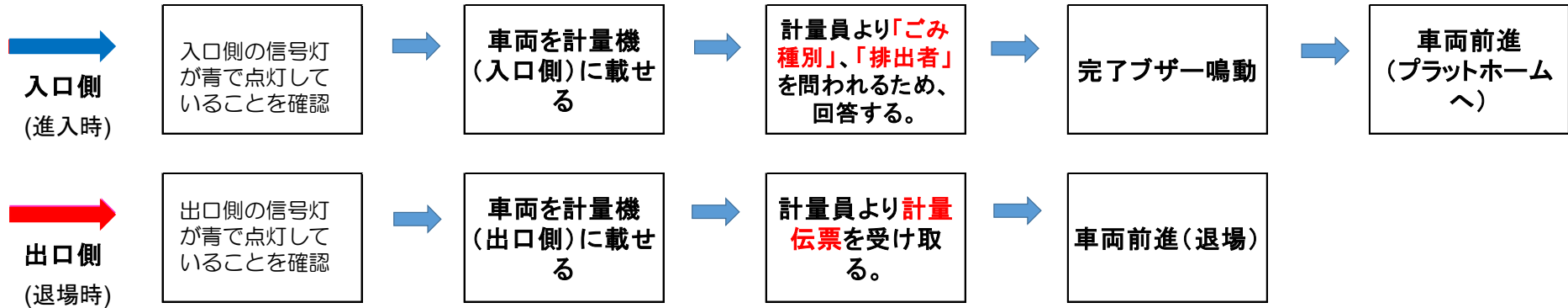
令和2年3月9日～23日生ごみの焼却施設への搬入路



令和2年3月9日～23日の牛ごみの焼却施設への搬入路

- ① 焼却施設の搬入ルートと同じ経路を通り、焼却施設進入路に進入する。
- ② 焼却施設進入路を計量棟へ走行
- ③ 焼却施設計量棟に乗入後、1回目の計量（計量の流れを参照）
- ④ 計量後、計量棟を出て焼却施設プラットフォームに進入する。
- ⑤ ごみピットに生ごみを投入後プラットフォームから出る。
- ⑥ 通路をとおり、計量棟に乗入れる。（計量の流れを参照）
- ⑦ 2回目計量を行い計量棟を出る。
- ⑧ 西3線道路に向かって進入路を走行する。
- ⑨ 西3線道路に出て南15号あるいは南18号道路に向かって走行する。

令和2年3.9~3.23の計量の流れ



プラットホーム内の流れ

○入場：入口の信号が青になってから入場

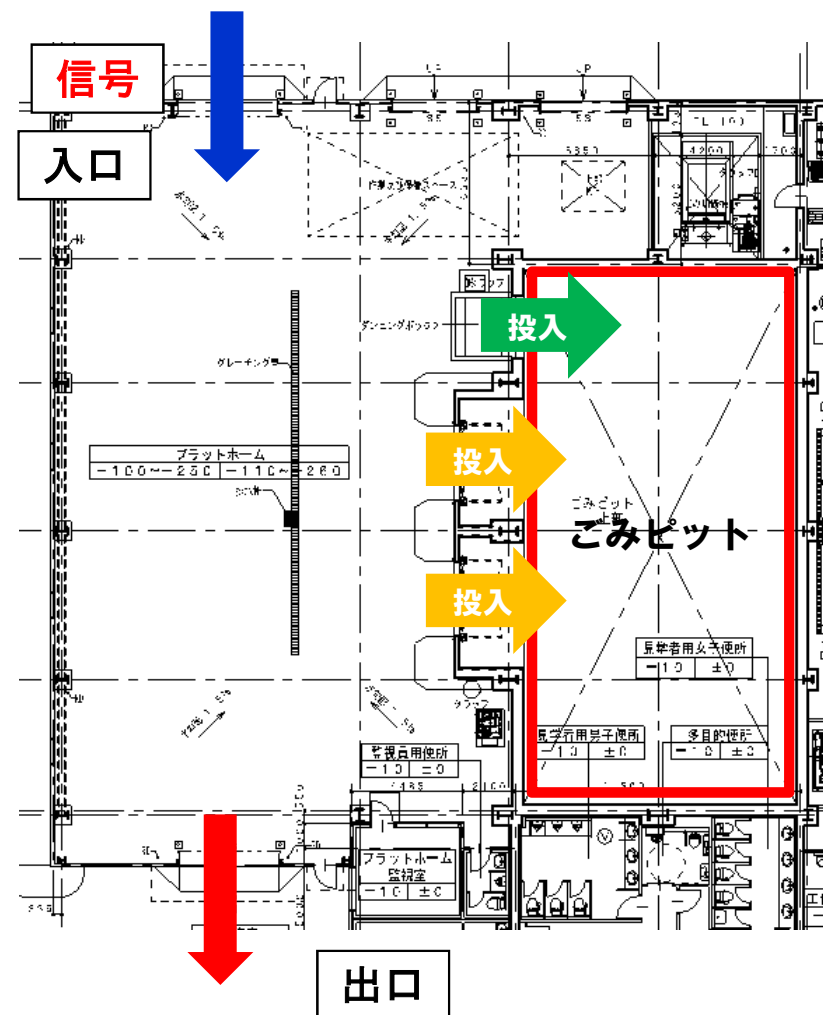
○投入：搬入車両別に2種類

投入扉：ごみピットへ直接投入できる車両
(パッカー車、ダンプ等)

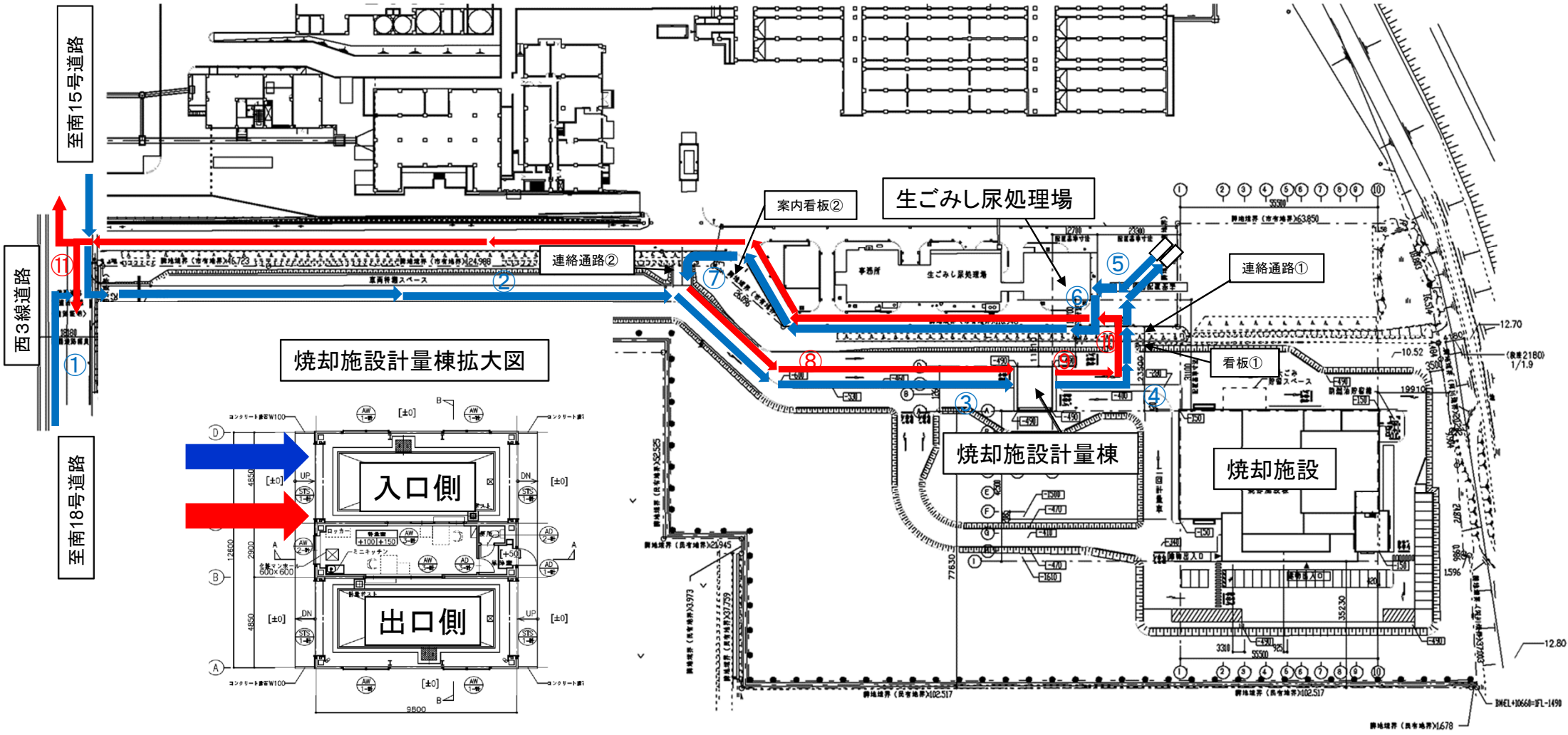
ダンピングボックス：人力投入

※基本的には、計量員から場内誘導員へごみ種別を連絡するため、場内誘導員が投入方法を指示します。

○退場：オーバースライダー前で一旦停止。



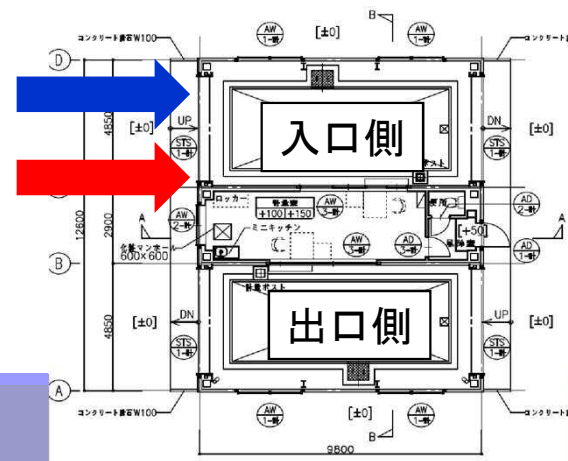
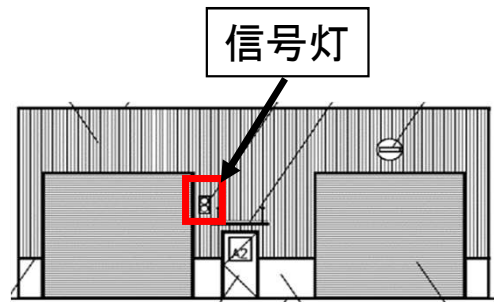
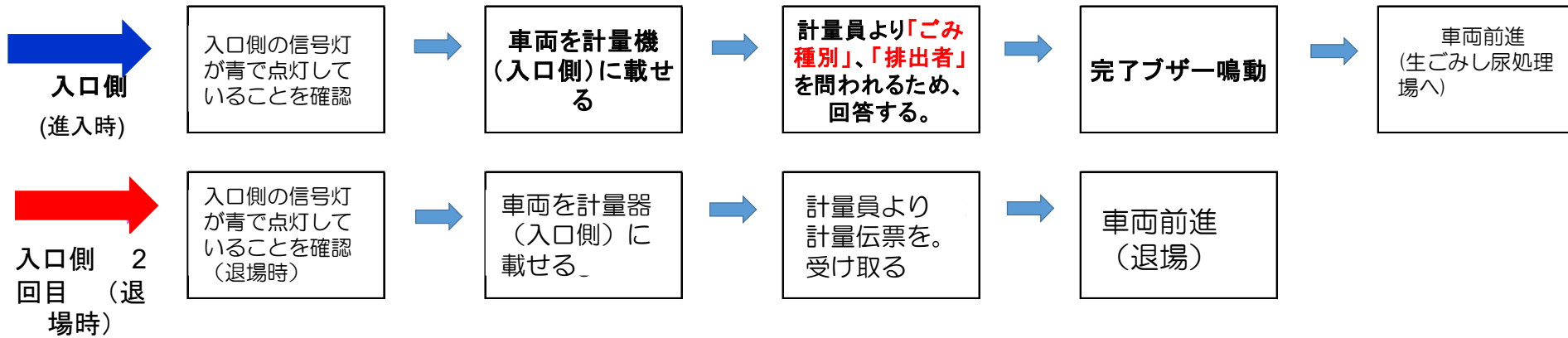
令和2年3月24日以降の生ごみ搬入路



令和2年3月24日以降の生ごみ搬入路

- ① 焼却施設の搬入ルートと同じ経路を通り、焼却施設進入路に進入する。
- ② 焼却施設進入路を計量棟へ走行
- ③ 焼却施設計量棟に乗入後、1回目の計量
- ④ 計量後、計量棟を出て連絡通路①に向かう。（左背後の車両に注意しながら左折）
- ⑤ 連絡通路①（一方通行）を通過し、生ごみし尿処理場に入場後、生ごみを搬入する。（⑤拡大図参照）
- ⑥ 生ごみし尿処理場を出て、通路を走行し連絡通路②に向かう。
- ⑦ 連絡通路②から、焼却施設進入路へ乗入れる。（右からの走行車両に注意しながら左折）
- ⑧ 再び、進入路を通り計量棟に乗入
- ⑨ 2回目の計量を行った後計量棟を出る
- ⑩ 再び左側連絡通路①を通り（一方通行）、生ごみし尿処理場通路を走行し西3線道路へ向かう。
- ⑪ 西3線道路から南15号か、南18号道路へ向かって走行する。

令和2年3.24以降の計量の流れ



⑤拡大図(生ごみし尿処理場への搬入図)

